

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6020716

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
TOKYO ELECTRIC POWER COMPANY, INCORPORATED	04/01/2016
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	TOKYO ELECTRIC POWER COMPANY HOLDINGS, INCORPORATED
Street Address:	1-3, UCHISAIWAI-CHO, 1-CHOME, CHIYODA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	100-8560
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	13635386
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)390-1277
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	(703)390-9051
Email:	info@sbpatentlaw.com
Correspondent Name:	STUDEBAKER & BRACKETT PC
Address Line 1:	8255 GREENSBORO DRIVE
Address Line 2:	SUITE 300
Address Line 4:	TYSONS, VIRGINIA 22102
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	742421-KS0003
NAME OF SUBMITTER:	DONALD R. STUDEBAKER
SIGNATURE:	/Donald R. Studebaker/
DATE SIGNED:	03/18/2020
Total Attachments: 20	
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page1.tif	
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page2.tif	
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page3.tif	
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page4.tif	
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page5.tif	

source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page6.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page7.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page8.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page9.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page10.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page11.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page12.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page13.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page14.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page15.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page16.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page17.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page18.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page19.tif
source=Change_of_Name_Tokyo_Electric#page20.tif

CERTIFICATION

I, Yukio IMAMICHI, whose address is Osaka Nakanoshima Building 2F., 2-2, Nakanoshima 2-chome, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, Japan, hereby certify that I am the translator of the attached documents, namely,

a certified copy of Commercial Register

that I am familiar with both the Japanese language and the English language, and that the translation is a true and correct translation from the Japanese language to the English language to the best of my knowledge and belief.

This 10th March, 2020



Yukio IMAMICHI

(Partial Translation)

The Company Name "Tokyo Electric Power Company, Incorporated" was changed into "Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated" on April 1, 2016 and the change was registered on April 13, 2016.

This is to certify that the above are all the effective items indicated in the Commercial Register.

This 9th day of January, 2020

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar Kenzo HANEISHI (Seal)

現在事項全部証明書

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

会社法人等番号	0100-01-008825	
商号	東京電力株式会社	
	東京電力ホールディングス株式会社	平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月13日登記
本店	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	
公告をする方法	電子公告とする http://www.tepco.co.jp/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う	平成19年 6月26日変更
		平成19年 7月10日登記
会社成立の年月日	昭和26年5月1日	
目的	本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 1. 電気事業 2. ガス事業 3. エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 4. 熱供給事業 5. エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送 6. 電気通信事業、放送業、情報処理・情報提供サービス業及び広告業 7. 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに倉庫業 8. 建築工事・土木工事・都市開発・地域開発に関する企画、設計、監理、施工及び請負 9. 宿泊施設及びスポーツ施設の経営 10. 介護サービス事業及び労働者派遣事業 11. 金銭の貸付、債権の売買その他の金融業 12. 損害保険業及び損害保険代理業 13. 廃棄物の処理及び再生利用 14. 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売 15. 前各号に附帯関連する事業 平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月13日登記	

単元株式数	普通株式100株 A種優先株式100株 B種優先株式10株	平成24年 6月27日変更
		平成24年 7月11日登記
発行可能株式総数	141億株	平成24年 7月31日変更
		平成24年 8月14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 35億4701万7531株 各種の株式の数 普通株式 16億701万7531株 優先株式 19億4000万株 A種優先株式 16億株 B種優先株式 3億4000万株	平成24年 7月31日変更
		平成24年 8月14日登記
資本金の額	金1兆4009億7572万2050円	平成24年 7月31日変更
		平成24年 8月14日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式350億株 A種優先株式50億株 B種優先株式5億株 (A種優先株式) 1. 剰余金の配当 (1)A種優先期末配当金 当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。 (2)A種優先配当率 $A種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.25\%$ なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業	

目)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円LIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

(3)A種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

2. 残余財産の分配

(1)A種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3)経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単

元の株式数は100株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「普通株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i) 各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I) 当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii) 当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正

される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）を上げる場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5)取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において

同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後 取得価額}}{\text{調整前 取得価額}} = \frac{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$$

④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合にはその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(ロ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及

びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6)合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. B種優先株式を対価とする取得請求権

(1)B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2)A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新

株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い（A種優先株式）「1. 剰余金の配当」乃至「7. 法令変更等」の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

（B種優先株式）

1. 剰余金の配当

(1) B種優先期末配当金

本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) B種優先配当年率

B種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.5%

なお、B種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters 3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

(3) B種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4)非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

2. 残余財産の分配

(1)B種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(3)に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3)経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1)普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「普通株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余権株式数

(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。)を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但

し、B種優先株主及び本公司が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び本公司が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を本公司が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本公司が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目（以下「120取引日」という。）に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(5)に準じて本公司が適当と判断する値に調整される。

(5)取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本公司が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本公司が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{ccc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array}$$

③ 下記(6)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本公司が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本公司が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本公司が保有する普通株式の数」、「本公司が保有する普通株式の数」は「処分前において本公司が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

		$\frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{一本会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$	
調整後	調整前	普通株式1株当たりの時価	取得価額
$\text{取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{一本会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$			
④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。			

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6)合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. A種優先株式対価とする取得請求権

(1)A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(2)B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い（B種優先株式）「1. 剰余金の配当」乃至「7. 法令変更等」の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

平成27年 6月25日変更 平成27年 7月 8日登記

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月17日登記	
役員に関する事項	取締役 國井 秀子	令和 1年 6月26日重任
	(社外取締役)	令和 1年 7月10日登記
	取締役 小早川 智明	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	取締役 川村 隆	令和 1年 6月26日重任
	(社外取締役)	令和 1年 7月10日登記
	取締役 守谷 誠二	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	取締役 牧野 茂徳	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	取締役 檜田 松壺	令和 1年 6月26日重任
	(社外取締役)	令和 1年 7月10日登記
	取締役 高浦 英夫	令和 1年 6月26日重任
	(社外取締役)	令和 1年 7月10日登記
	取締役 安念 潤司	令和 1年 6月26日重任
	(社外取締役)	令和 1年 7月10日登記
	取締役 富山 和彦	令和 1年 6月26日重任
	(社外取締役)	令和 1年 7月10日登記
	取締役 山下 隆一	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	取締役 文挟 誠一	令和 1年 6月26日就任
		令和 1年 7月10日登記

	取締役	秋 本 展 秀	令和 1 年 6 月 2 6 日 就任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	取締役	森 下 義 人	令和 1 年 6 月 2 6 日 就任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	指名委員	國 井 秀 子	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	指名委員	川 村 隆	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	指名委員	檜 田 松 瑩	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	指名委員	富 山 和 彦	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	指名委員	小 早 川 智 明	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	指名委員	山 下 隆 一	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	監査委員	高 浦 英 夫	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	監査委員	安 念 潤 司	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	監査委員	川 村 隆	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	監査委員	森 下 義 人	令和 1 年 6 月 2 6 日 就任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記
	報酬委員	國 井 秀 子	令和 1 年 6 月 2 6 日 重任
			令和 1 年 7 月 1 0 日 登記

	報酬委員	橋田松壺	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	報酬委員	川村隆	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	文挾誠一	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	佐伯光司	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	関知道	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	小早川智明	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	大倉誠	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	橋田昌哉	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	牧野茂徳	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	山下隆一	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	小野明	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	宗一誠	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記
	執行役	守谷誠二	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月10日登記

	執行役 山本 竜太郎	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	執行役 大槻 陸夫	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	執行役 永澤 昌	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	神奈川県鎌倉市津西二丁目8番11号 代表執行役 小早川 智明	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	東京都品川区東品川三丁目3番3-903号 代表執行役 文 挟 誠一	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	東京都大田区北嶺町30番5-403号グリ シーヌ嶺町 代表執行役 守谷 誠二	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 1年 6月26日重任
		令和 1年 7月10日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その執行役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 第88回定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における改正前の定款第37条の規定はなお効力を有する。 平成24年 6月27日変更 平成24年 7月11日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。 平成27年 6月25日変更 平成27年 7月 8日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

指名委員会等設置 会社に関する事項	指名委員会等設置会社	平成26年法務省令第33号 の規定により平成27年 5 月 1日登記
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月11日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 2年 1月 9日

東京法務局
登記官

羽 石 研 造



整理番号 ア401034

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

18/18

PATENT

RECORDED: 03/18/2020

REEL: 052189 FRAME: 0310